

## 秋田県条例第四十九号

### 個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(登録簿の作成及び公表等)

第二条 実施機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三項第一号及び第八条において同じ。）をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を使用するもの（以下この条及び附則第十四項において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（次項及び第四項において「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務の目的
- 三 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 四 個人情報の対象者
- 五 個人情報の記録項目
- 六 個人情報の収集先
- 七 その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- 一 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。附則第三項第一号において同じ。）若しくは市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員又はこれらの職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

二 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務

三 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める個人情報取扱事務

4 公安委員会又は警察本部長は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項の一部若しくは同項第四号若しくは第六号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これらの事項を登録簿に記載せず、又は当該個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

5 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(開示決定等の期限)

第三条 開示決定等は、開示請求があった日から十四日以内に行わなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用の負担)

第五条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録についての実施機関が定める開示の方法に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示請求に係る手数料)

第六条 法第八十九条第二項の手数料は、徴収しない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第七条 県は、次の各号に掲げる契約の締結をしようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第一百五十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結 二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額

(一) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

(二) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

二 法第一百八条第二項において準用する法第一百五十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結 次に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結をする者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる者以外の者 この項(前号に係る部分に限る。)の規定により徴収する手数料の額と同一の額

(二) 法第一百五十五条(法第一百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結をし

た者 一万二千六百円

2 手数料は、前項各号に掲げる契約の締結の申込みがあったときに徴収する。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。

(秋田県個人情報保護審査会への諮問)

第八条 実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。第三号において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田県個人情報保護審査会条例(令和四年秋田県条例第五十号)第一条第一項に規定する秋田県個人情報保護審査会に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

三 前二号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

(実施機関への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(秋田県個人情報保護条例の廃止)

2 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秋田県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第十二条、第十二条の三第二項又は第十三条の二第二項の規定によるその業務又は事務に関して知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第二号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 この条例の施行前において旧条例第十二条の二の指定管理者が行った公の施設の管理の業務に従事していた者

三 この条例の施行前において旧条例第十三条の委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第十四条、第二十四条(第四項を除く。)若しくは第二十六条の七(第四項を除く。)の規定による請求又は旧条例第二十七条の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、利用停止及び是正については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第三十四条第一項に規定する審査会の委員である者で秋田県個人情報保護審査会条例附則第三項の規定により秋田県個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなされたもの又はこの条例の施行前において同条第一項に規定する審査会の委員であった者に係る旧条例第四十二条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第五十二条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 附則第三項各号に掲げる者が、その業務又は事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第四号に規定する行政文書に記録されている同条第一号に規定する個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用

- したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 8 前二項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 旧条例第十二条の二の指定管理者の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業者が、その指定管理者の業務に関して附則第六項又は第七項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 10 旧条例第十三条の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第六項又は第七項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 11 旧条例第十二条の二の指定管理者又は旧条例第十三条の委託を受けた法人が地方公共団体である場合には、前二項の規定は、適用しない。
- 12 旧条例第十二条の二の指定管理者又は旧条例第十三条の委託を受けた法人である地方公共団体において附則第六項又は第七項の違反行為があつたときは、その行為をした地方公共団体の長その他の職員に対し、各本項の刑を科する。
- 13 この条例の施行前にした行為及び附則第四項（旧条例に規定する個人情報の開示に係る部分に限る。）又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（登録簿に関する経過措置）
- 14 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第二条第二項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。  
（秋田県情報公開条例の一部改正）
- 15 秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
第二十一条第一項中「及び秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第三百三十八号）第二章第二節」を削る。  
第三十条第一項中「（秋田県個人情報保護条例を除く。以下この項において同じ。）」を削る。  
（住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 16 住民基本台帳法施行条例（平成十四年秋田県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第五条中「秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第三百三十八号）第三十四条第一項」を「秋田県個人情報保護審査会条例（令和四年秋田県条例第五十号）第一条第一項」に改める。